

権利擁護と成年後見制度

中野区の高齢者人口・高齢化率の推移

各年度4月1日現在 65歳以上人口・75歳以上人口・高齢化率を可視化

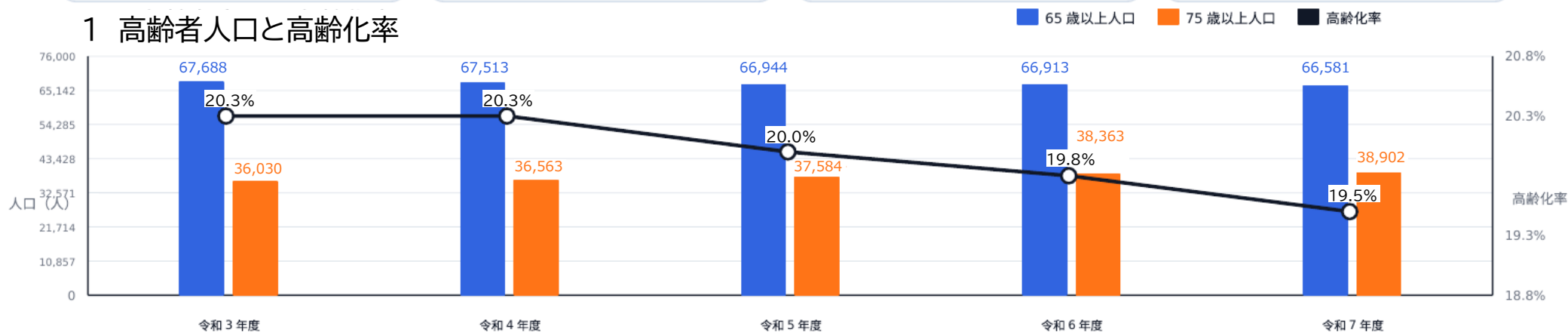
令和7年度、65歳以上人口
66,581人

令和7年度、75歳以上人口
38,902人

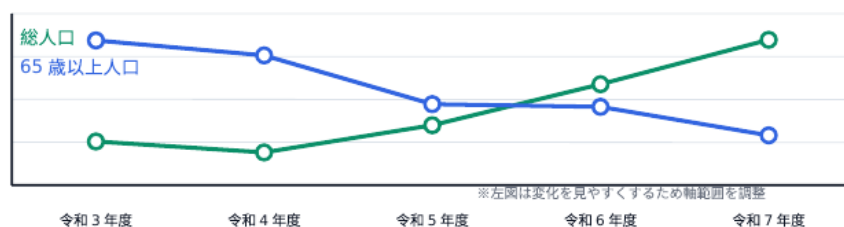
令和7年度 高齢化率
19.5%

75歳以上割合
58.4%

1 高齢者人口と高齢化率



2 総人口は増加、65歳以上人口は微減



3 75歳以上が高齢者に占める割合が上昇



審議にあたっての主な論点：高齢化率は20.3%から19.5%へ低下する一方、75歳以上人口は36,030人から38,902人へ増加。後期高齢者対応の重要性が高まっている。

高齢者世帯状況

中野区の現状

高齢者のみの世帯の約7割が単身世帯。単身高齢者世帯は3年間で+443世帯

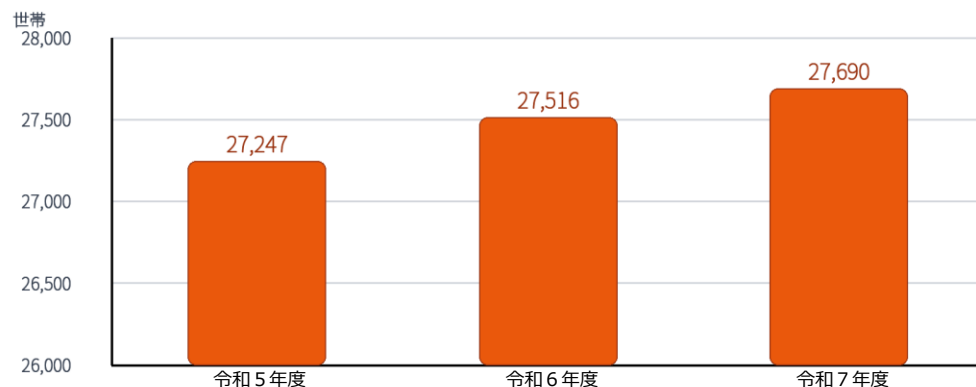
単身高齢者世帯
27,690世帯
令和7年度

3年間の増加
+443世帯
令和5→7年度

高齢者のみ世帯
39,111世帯
令和7年度

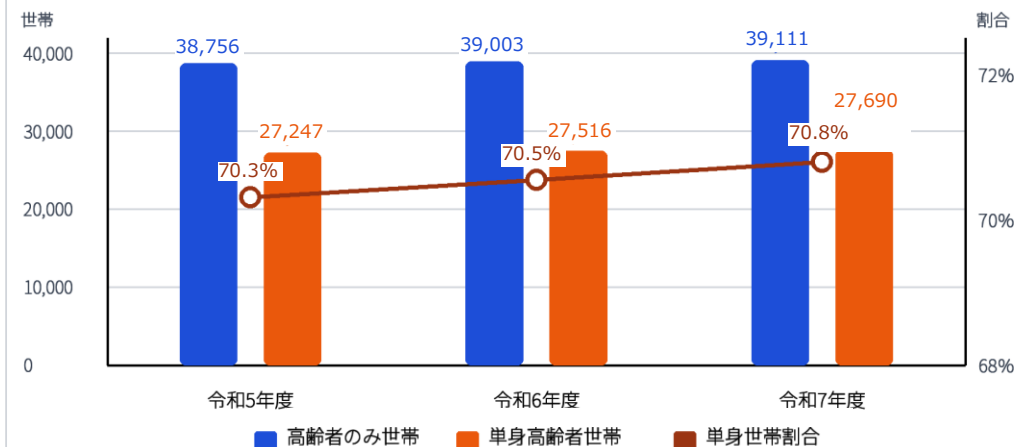
単身世帯割合
70.8%
令和7年度

1 単身高齢者世帯の推移
実数の増加を棒グラフで確認



令和5→7年度で+443世帯

2 世帯数と単身世帯割合の推移
高齢者のみ世帯に占める単身世帯の割合も上昇



審議会で確認したいポイント

約7割が単身世帯

高齢者のみ世帯のうち、単身高齢者世帯が70.8%を占める。

単身化が進行

令和5年度から令和7年度で、単身高齢者世帯は443世帯増加。

支援接続が重要

見守り・権利擁護・相談支援への早期接続が今後の論点。

障害者手帳所持数の推移

4

令和 6 年度 手帳所持者合計

14,286 人

令和 3 年度比 +814 人 (+6.0%)

精神障害者保健福祉手帳

4,897 人

令和 3 年度比 +1,018 人 (+26.2%)

知的障害者（愛の手帳）

1,669 人

令和 3 年度比 +104 人 (+6.6%)

身体障害者手帳

7,720 人

令和 3 年度比 -308 人 (-3.8%)



審議にあたっての主な論点

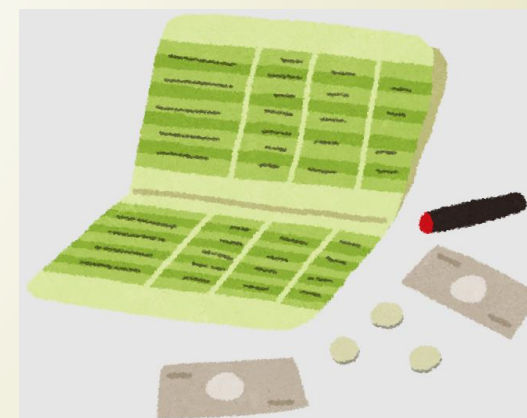
- ・精神障害者保健福祉手帳所持者は令和 3 年度から令和 6 年度で 1,018 人増、増加率は 26.2%。
- ・身体障害者手帳所持者は同期間で 308 人減。支援需要は「総量」だけでなく内容の変化で把握する必要。

▶ 地域福祉権利擁護事業（社会福祉協議会で実施）

区内で在宅生活をされている方で、福祉サービスの利用や利用料の支払いなどに不安のある高齢者や、認知症の症状や物忘れのある高齢者、知的障害、精神障害のある方などが利用できる事業です。

ご本人の希望や状況に応じて、以下のサービスがあります。

- ①福祉サービス利用援助
- ②日常的金銭管理サービス
- ③書類等の預かりサービス



地域福祉権利擁護事業の利用実績

	新契約者数	解約者数	年度末 契約者数	生活支援員 支援件数	専門員 訪問件数
令和7年度	28人	29人	101人	1,648件	2,667件
令和6年度	20人	25人	102人	1,604件	2,450件
令和5年度	30人	29人	107人	1,679件	2,412件
令和4年度	30人	21人	106人	1,614件	2,286件
令和3年度	18人	29人	97人	1,545件	1,477件

あんしんサポート事業（社会福祉協議会で実施）

あんしんサポートは、ひとり暮らし身寄りのないご高齢者の方々の、これからを支えるサービスです。

◆基本サービス

定期訪問

あんしん電話

入院バッグお届けサービス

◆オプションサービス

金銭管理・手続き支援サービス

入院時支援サービス

緊急連絡先の登録

死後の連絡先・情報登録サービス

葬儀生前契約支援サービス

など



あんしんサポート事業利用実績

	契約者数	支援件数
令和7年度	56人	1,528件
令和6年度	49人	1,284件
令和5年度	43人	1,160件
令和4年度	43人	1,149件
令和3年度	40人	967件

成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などによって、物事を判断する能力が十分ではない方について、本人の権利を守る人（後見人等）を選ぶことで、本人を法的に支援する制度です。

成年後見制度には次のような種類があります。

補助…判断能力が不十分な方

保佐…判断能力が著しく不十分な方

後見…判断能力が欠けているのが通常の状態の方

成年後見制度の利用状況（中野区）

	利用者数				任意後見	申立件数
		後見	保佐	補助		
令和7年	586人	417人	112人	36人	21人	97件
令和6年	595人	425人	112人	35人	23人	108件
令和5年	634人	467人	111人	34人	22人	110件
令和4年	632人	465人	109人	36人	22人	135件
令和3年	632人	477人	104人	29人	22人	135件

※各年12月31日時点

中野区における権利擁護の体制

地域連携ネットワーク

判断能力が十分ではなく支援を必要とする人が早い段階で支援につながり、本人の意思決定が尊重され安心して暮らし続けることができるよう、地域全体で発見・つなぎ・支援・見守りを行うネットワークづくりを推進しています。

中核機関

区と成年後見支援センターで構成され、地域連携ネットワークの推進や調整のほか、以下の取組を行っています。

- ・相談
- ・申立支援
- ・広報
- ・市民後見人の養成
- ・後見人等支援
- など

成年後見制度連携推進協議会

成年後見制度の利用支援について、関係機関、関係団体、専門職等が情報共有や課題について協議を行っています。

成年後見等支援検討会議

個別の案件について、弁護士等の専門職、成年後見支援センター、区職員等で、本人の状況等を踏まえた権利擁護の支援方針の検討や適切な後見人候補者等について検討しています。

成年後見制度の見直し

➡ 成年後見制度に対する主な意見

- 利用動機の課題（例えば、遺産分割）が解決しても、**判断能力が回復しない限り利用をやめることができない。**
- 成年後見人には包括的な取消権、代理権があり、**本人の自己決定が必要以上に制限される場合がある。**
- 本人の状況の変化に応じた**成年後見人等の交代が実現せず、本人がそのニーズに合った保護を受けることができない。**
- 任意後見契約の本人に判断能力が低下した後も**適切な時機に任意後見監督人の選任申立てがされない。**



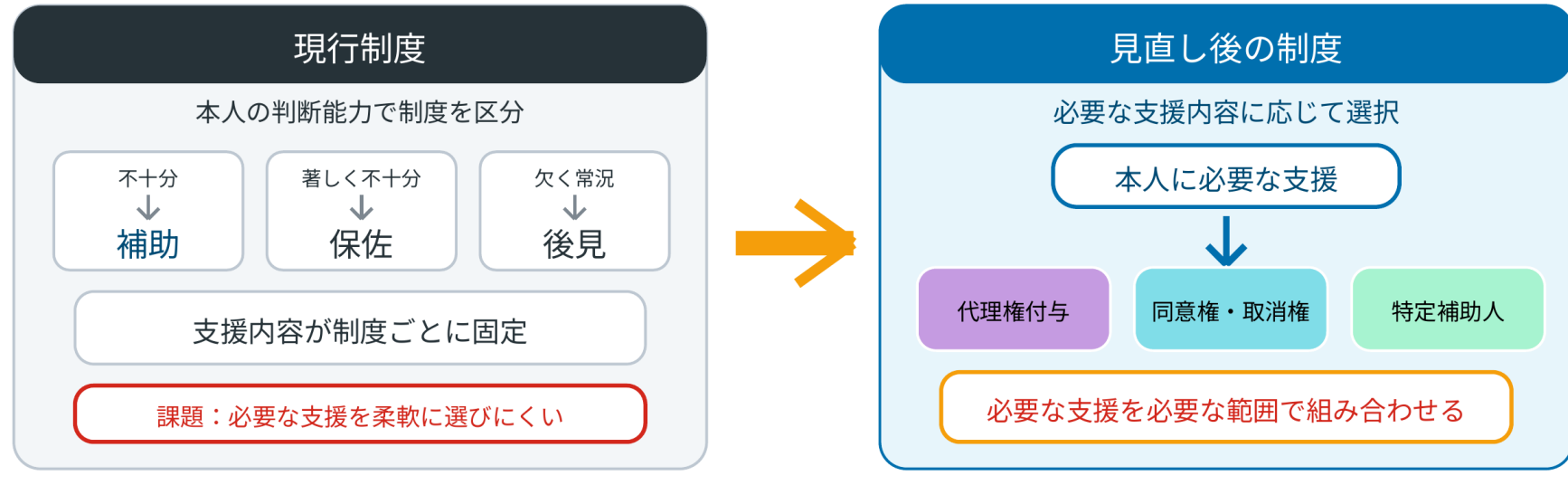
成年後見制度の見直しに向けて検討
改正民法が令和8年6月17日国会で可決成立

法定後見制度	本人の判断能力が不十分である場合に、家庭裁判所によって選任された者が本人を支援する制度					
現行の制度	事理弁識能力の程度によって、利用できる制度が画一的に法定されている					
対象者の能力	不十分		著しく不十分		欠く常況	
制度	補助		保佐		後見	
支援を行う者	補助人		保佐人		後見人	
支援の内容	特定の行為の代理	重要な財産上の行為の一部の取消し	特定の行為の代理	重要な財産上の行為の全部+それ以外の行為の取消し	包括代理	日常行為以外の行為の全部の取消し
	必要とする支援の内容によって、利用する制度を選択					
見直し後の制度	適用範囲の拡大			廃止		
対象者の能力	不十分			欠く常況		
制度	補助			選択可		
必要とする支援の内容	代理	取消し	取消しの特則			
	特定の行為の代理	重要な財産上の行為の全部又は一部の取消し	重要な財産上の行為の全部の取消し+それ以外の行為の取消し			
	必要とする支援の内容によって、利用する制度を選択					
制度	代理権付与の審判	要同意事項の審判	特定補助人を付する処分の審判			
支援を行う者	補助人	補助人	特定補助人			
支援を行う者の権限	特定の行為の代理権	特定の重要な財産上の行為の同意権・取消権	特定の重要な財産上の行為の取消権			
			+ 意思表示の受領・保存行為			

成年後見制度の見直しのポイント

14

判断能力で制度を固定する仕組みから、必要な支援内容を選ぶ仕組みへ



- 判断能力によって**補助、保佐、後見と3つの類型**があったが、「**補助**」のみになった。
- 必要以上に本人の権利を制限しないよう、本人が必要とするサポート範囲（同意権、代理権）を**個別に決定する**仕組みに変わった。
- 判断能力が回復していなくても、利用の必要がなくなったときに**制度利用を終了することが可能**になった。
- 本人の利益のため特に必要があるときに**補助人を解任することが可能**になった。
- 選任時の**本人の意思尊重、意向把握を義務化**した。

頼れる身寄りがない高齢者等への支援の充実

頼れる身寄りがない高齢者の方や判断能力が不十分な方などが、地域で安心して生活をするよう、日常の金銭管理をはじめとする日常生活支援、入院や入所の手続、亡くなった後の手続など、これまで家族や親族が担ってきた生活上の課題に対応する仕組みが求められています。

見直し内容①

こうした課題に対応するため、**日常生活の支援や入院・入所の手続支援、死後の事務支援などを利用者のうち一定割合以上に無料または低額で提供する事業を、第二種社会福祉事業として位置付け、多様な主体が支援の提供を担えるようにします。**



対応すべき新たな課題

社会状況の変化

- ・単身世帯等の増加
- ・成年後見制度の見直しの動き

生活上の課題の例

- ・緊急連絡先がなく、入院等の手続が進められない
- ・医療費等の支払いが難しい
- ・亡くなった後の手続を行う人がいない
- ・空き家や家財の処分ができない



見直し内容②

あわせて、福祉の各分野（介護・障害・生活困窮）における既存の支援体制に関しても、頼れる身寄りがない高齢者等からの相談対応等を明確に位置付ける（※1）とともに、地域ケア会議の実施等を通じて関係者間の連携を推進（※2）し、課題解決を進めます。

（※1）頼れる身寄りがない高齢者等への相談対応について、地域包括支援センターによる総合相談支援事業（高齢者分野）、生活困窮者自立相談支援事業（生活困窮分野）、障害者相談支援事業（障害福祉分野）の対象として明確化等を行う

（※2）地域包括支援センターと居宅介護支援事業所の協働・役割分担をさらに進めるため、介護予防ケアマネジメントについて、居宅介護支援事業所が市町村からの直接委託を受けて実施可能とする

「福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業」概要

～頼れる身寄りがない高齢者等への支援の充実～

頼れる身寄りがない高齢者等が、地域で安心して生活が続けられるよう、下記のサービスを提供する事業を創設し、**第二種社会福祉事業**※として位置付ける。
(※経営主体が定められておらず、届出をすれば実施することができる社会福祉事業)

【対象者】 頼れる身寄りがない高齢者等や判断能力が不十分な人

【料金】 資力要件に該当する人は無料又は低額

【事業内容】 下記1 + (2又は3)

1 日常生活支援

- ・福祉サービスの利用援助
- ・日常的金銭管理サービス
- ・書類等の預かりサービス

2 入院入所等手続支援

- ・手続支援
- ・緊急連絡先の提供
- ・費用の支払代行 など

3 死後事務支援

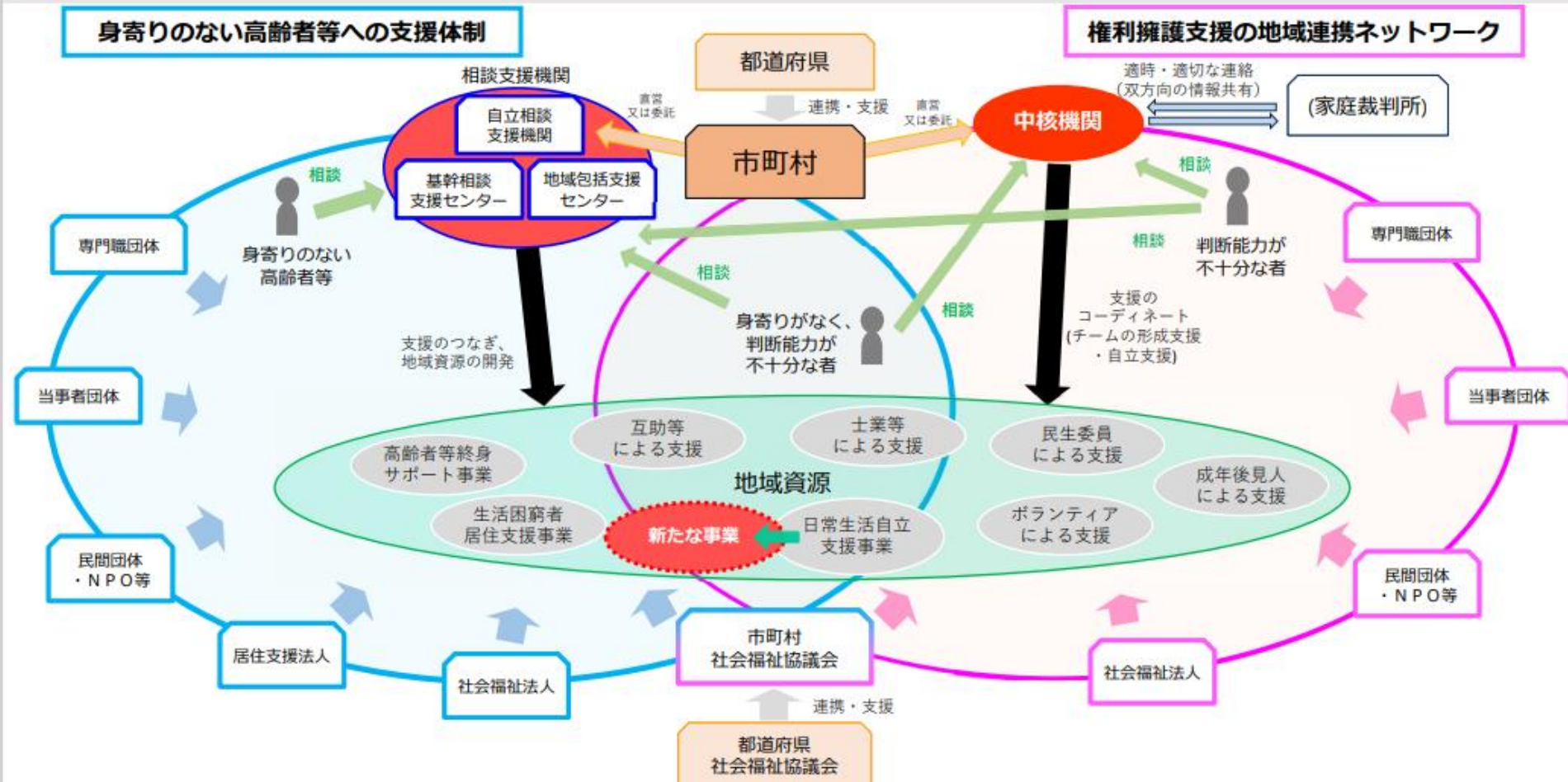
- ・葬儀や納骨
- ・家財処分の契約手続
- ・行政への届け出 など

権利擁護支援体制のイメージ

17

市町村単位での支援体制のイメージ

- 身寄りのない高齢者等への支援に当たっては、主に市町村単位で設置される地域の相談支援機関への相談を端緒に、必要となる支援を検討し、支援の担い手につなぐことや、つなぎ先となり得る地域資源を開発することなどが必要。
- 判断能力が十分でなく権利擁護の必要性がある方への支援は、市町村・中核機関による権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を基盤として、関係機関において相談を受け付け、関係者間における必要な情報共有や支援方針の検討を通じて、成年後見制度や日常生活自立支援事業等を含めた地域の権利擁護支援策を調整し、チームによる適切な支援が行われるようにすることが必要。
- 市町村単位でのこうした支援体制を整備する観点から、必要な取組について検討。



今後の区取組

- 職員及び支援者等の研修の充実
- 引き続き、支援の各場面での丁寧な意思決定支援の実施
- 相談及びモニタリング等の充実
(後見人の交代、成年後見制度利用の終了)
- 家庭裁判所との連携
- 地域連携ネットワークの強化
- 身寄りのない高齢者等への支援

課題（法改正や制度改正を踏まえて）

- 権利擁護に問題が発生した際に、本人や家族が状況や必要に応じて適切な成年後見制度の利用や権利擁護サービスが選択できるよう、引き続き**普及啓発**を行っていく。
- 支援を必要とする人が円滑に支援につながるよう、さらに**地域連携ネットワーク**を強化していく。
- 権利擁護支援が必要な人を、**どのように地域で支えていくか**の検討を進める。
 - ・ 核家族化、少子高齢化で、頼れる人がいない**単身高齢者等**が増加する。
 - ・ 判断能力が回復しなくても成年後見制度の**利用を終了**することができる。
 - ・ 制度やサービスの**利用を拒否**している場合も多い。

議論していただきたい事項

20

① 効果的な普及啓発について

成年後見制度や権利擁護サービスが正しく理解され、必要とする人に適切に利用していただくために、**効果的な普及啓発**としてどのようなことを行えばよいと思いますか。

② 単身高齢者等を支える支援策について

超高齢社会がさらに進み、また核家族化や未婚者の増加で**単身高齢者等も増加**していくと見込まれる状況の中、区や地域では**どのような権利擁護支援**が求められると思いますか。

- ・ 身寄りのない人や判断能力に不安のある人を地域で支えるために、どのような**仕組み**が必要か。
- ・ 区、社会福祉協議会、医療・介護・障害福祉関係者、専門職、地域団体等が、それぞれどんな**役割**を担うべきか。
- ・ 地域福祉権利擁護事業、任意後見制度、法定後見制度をどのようにつなぎ、**切れ目のない支援体制**を構築するべきか。